**平成２５年（フ）第１２号**
長崎県諫早市飯盛町開1293番地16
債務者　松尾　香織
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第２０号**
長崎県大村市鬼橋町781番地５
債務者　居村加津美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第２１号**
長崎県大村市上諏訪町1619番地４
債務者　岩永佐代子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第２４号**
長崎県諫早市上大渡野町1157番地４　みどりの園病院、前住所長崎県諫早市原口町621番地３　野崎アパート１号
債務者　横山　孝市
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第９００号**
仙台市若林区大和町５丁目29番35―1101号
債務者　菊地　浩一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第６号**
山形県最上郡最上町大字向町479番地の１
債務者　大場　　聡
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２５年（フ）第６号**
福島県白河市高山166番地
債務者　渡邊　弘美（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
千葉県木更津市請西南３丁目21番地１　ハイツナリッシュ３―202
債務者　宮内　重行
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２５年（フ）第３号**
富山県魚津市吉島１丁目10番28号　有沢荘21号、旧住所富山県魚津市青島637番地７
債務者　Ｉ・Ｄ・Ｔ室内装飾こと　髙岸　由英
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２５年（フ）第１６号**
石川県白山市森島町あ40番地１　フルールオルテンシアⅠ棟202号室、従前の住所金沢市長土塀２丁目３番４号
債務者　米澤　政宣
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第３６号**
金沢市法光寺町181番地　リオグランデ202号、従前の住所石川県河北郡津幡町井上の荘５丁目48番地
債務者　ホシバ工業こと　干場　康博
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第４８号**
石川県野々市市二日市町613番地６　県営住宅10号棟21号室
債務者　金丸　友幸
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第２０号**
山梨県笛吹市石和町東高橋12番地　小林住宅１号
債務者　雨宮　良彦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第３１号**
山梨県甲府市小瀬町102番地　県営小瀬団地９―504
債務者　秋山奈津美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第４８号**
山梨県南アルプス市飯野3849番地
債務者　渡邉　辰也
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第４９号**
山梨県甲府市中町１番地９
債務者　長田　武文
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６号**
長野市稲田１丁目６番19―205号　アーバンイナダ
債務者　竹重　昭彦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係